

# 事業環境の改善に向けたSJC建議事項

2010年 8月

ソウルジャパンクラブ



## 目 次

序 文	3
要 約	5
本 文	
1. 労働・労使関係分野（6 項目）	11
継続 6 項目	
2. 金融分野（1 項目）	23
継続 1 項目	
3. 知的財産権分野（19 項目）	24
新規 6 項目 継続 13 項目	
4. 個別要望事項（3 項目）	41
新規 2 項目 継続 1 項目	
5. 生活環境改善分野（1 項目）	47
新規 1 項目	
<u>合計 30 項目（新規 9 項目、継続 21 項目）</u>	



## 序 文

ソウルジャパンクラブ(SJC)は、1998 年から韓国政府に対してビジネス上の隘路事項を指摘し、その改善を建議してまいりました。これまで韓国政府が建議に対して真摯にご対応頂き、多くの改善措置を講じられてきたことにSJCを代表してお礼を申し上げます。ここに第13回目となる建議を提出いたしますので、ご検討の上速やかなご回答と改善へのご対応をお願いいたします。

世界的な金融危機からいち早く立ち直った韓国は、その経済成長力や企業の競争力の強さが日本で注目されています。日本のマスコミは数多くの韓国特集を組み、韓国に学ぶべき点が多いと指摘しています。デフレや公的債務の重さに苦しむ日本から見ると、韓国が大変うらやましい状況だと言えます。

一方、民主党を中心とする日本の現政権は今年 6 月に新成長戦略「元気な日本の復活シナリオ」を発表し、特にアジア経済戦略を強調しています。世界の成長センターとなったアジアにおいて環境問題、インフラ整備、少子高齢化問題等の解決を図り、それによって日本も一緒に発展する道を目指すものです。

発展するアジア経済にあって、大きな経済力をもとにその中核となるのは日本、韓国、中国です。これら 3 カ国がアジアの発展と安定のために、持てる力を発揮するとともに、市場開放努力を行い、広大なアジアの経済圏形成にまい進すべきだと考えます。

日韓の間には両国の EPA/FTA の早期実現という大きな課題が残っています。今年 5 月末済州島で開催された日韓首脳会談において、日韓 EPA/FTA の交渉レベルを格上げし、交渉を加速することが合意されました。韓国側には巨額な対日貿易赤字や日本市場における非関税障壁への懸念があると聞いておりますが、両国の経済的国境を取り除き、貿易、投資、人の移動が自由になることにより、両国はさらに発展することができ、その果実をアジア全域にもたらすことができると確信いたします。

SJC は韓国のビジネス環境改善をお願いし、その状況を会員企業だけではなく、多数の日本企業に伝え、両国の経済関係が拡大するため建議を行っております。今回の建議では労働・労使、金融、知的財産、個別案件、生活関連の合計 30 項目を取り上げています。このうち新規は 9 件、継続は 21 件です。なお、税務関係 6 項目を別途、企画財政部に提出し、既にご回答をいただいております。

建議にあたっては、SJCの各専門委員会でグローバルスタンダードや日本の状況などを考慮した上で、韓国の現状を十分に分析して問題点を抽出し、建議を作成しました。また、韓国の法律・制度改正の状況を十分把握したつもりですが、万が一、建議した内容が既に改正済みとなっていた場合は、ご容赦をお願いいたします。

労働・労使分野の 6 項目はすべて継続です。この分野は多くの日系企業の関心が極めて高い反面、韓国の労働組合との関係を考えると解決が難しく、いわばハードコアと考えられています。しかし、労働問題の前進なくしては、韓国の投資環境が改善されたいと言えませんので、特段のご検討をお願いします。

金融分野は継続 1 項目です。

知的財産分野は最も多い 19 項目あります。今回新たにインターネット上の著作権侵害対策、日本製CD販売の手続き、偽造品真偽判定教育の機会拡大などを取り上げました。この分野で韓国政府のご対応を評価しておりますが、知的財産保護を通じた企業活動の安定に資するため、さらに制度の改正・拡充をお願いしております。

個別案件には薬価事後管理制度の改善、中小企業に配慮した政府調達制度などが含まれています。個別とはいえ、多くの企業にも波及する共通事項ですので、ご検討をお願いいたします。

最後に生活関連では交通問題の改善を要望しております。

今年 6 月 3 日に、知識経済部主催にて SJC メンバーを昼食懇談会にお招き頂き、崔 旻煥長官より日韓の経済協力深化の重要性を示唆されると共に、日本からの直接投資拡大の要請がありました。SJCとしましても、日本の投資拡大は望むところではありますが、そのためにも今回建議いたします項目に対して、前向きに対応いただきますようお願い申し上げます。

2010 年 8 月

ソウルジャパンクラブ

理事長 長井 正成

## 建議事項（要約）

### 労働・労使関係分野（継続 6 項目）

#### 1) 就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃【継続／内容変更】

韓国では、就業規則を勤労者に不利益に変更する場合には労働組合等の同意を得ることが勤労基準法により規定されているが、同意が前提となると労使交渉では企業側が一方的に不利である。企業が経営環境の変化に柔軟に対応できるよう、労働基準法第94条第1項にある「不利益変更時の同意義務」の撤廃を要望する。

#### 2) 有給休暇の買い取り禁止【継続／内容変更】

勤労基準法の改正により、未消化有給休暇の買い取り義務免除及び、年次有給休暇の使用促進制度が定められ、一定条件のもと使用者の金銭補償義務が免除された。しかし、本改正は実質不利益改定となるため導入が進まず、有給休暇の実取得、ワークライフバランスの向上に繋がっていない。

昨年の建議書に対する貴政府回答では「勤労条件の変更が社会通念として合理性があると認められる場合、勤労者の集団的同意を受けなくても有効であると判断し、就業規則の変更について柔軟な態度を取っている」とのことだが、本回答が「勤労基準法第61条(年次有給休暇の使用促進)が個々の就業規則や団体協約より優先される」よう法改正を要望する、また、法改正が困難な場合は、本件にかかる行政解釈を官報等に掲載し周知願いたい。

#### 3) 法定退職金制度の改正【継続／内容追加】

韓国では、勤労者退職給与保障法で法定退職金制度が規定されており、退職金の算定基礎額として労働基準法の平均賃金(直近3カ月の平均賃金)が採用されており、法定最低基準の退職金が高いことから長期雇用している従業員が多い日系企業にとっては、定着率をあげれば、あげるほど退職給与引当金が膨らみ経営に与える影響が大きい。このため「法定退職金の算定基礎額の見直し」を要望するとともに、既に導入されている確定拠出型年金制度についてもその円滑な移行措置のための法整備を要望する。

#### 4) 非正規職の使用期間制限延長、差別禁止の緩和及び特定派遣の法制度化【継続／内容追加】

韓国における非正規職の割合は就業者全体の約35%にのぼり、他の先進国と比較しても非常に高い割合となっている。また、2009年に完全実施された「非正規職保護法」は、雇用労働部発表の正規職転換率を見ても施行前と比しても大幅な変化はなく、必ずしも正規職への転換を促進していない。非正規職労働市場の活性化及び法整備は企業／労働者／行政にとって重要課題であることから、①使用期間の見直し、②「差別処遇の是正」に向けた、行政側の具体的な指針規定の策定、③「常用雇用型派遣事業」の導入に向けた制度検討を要望する。

#### 5) 使用者による労働組合への財政支援の禁止【継続／内容変更】

先進国においては、労組専従者に対する賃金支払いは不当労働行為として禁止されており、その目的は労働組合の経済的独立性を保障し、健全な労使関係を構築することを主旨としている。一方、韓国

でも本年7月より労働組合法改正により労組専従者への賃金支払い禁止の規定が施行されたが、施行にあたり、過渡的措置として「タイムオフ制」が導入されたため、現場にてその解釈、運用について混乱が生じている状況である。については「タイムオフ制度」の廃止を求めるとともに、困難な場合は、中小企業に対するタイムオフの上限を引き下げるとともに、実務レベルの制度運用指針を早急に整備、周知することを要望する。また、複数労組の交渉窓口一本化について、具体的指針を整備され、提示願いたい。

#### **6) 国家有功者雇用義務の弾力的運用【継続／内容変更】**

常時20人以上を雇用する事業所では一定割合以上の国家有功者の雇用義務があるが、国家有功者の雇用において求めるレベルの人材がない等、企業にとっての負担が大きい制度となっている。過去の建議において貴政府から「語学力があるなど外国人投資企業が必要とする国家有功者を斡旋する」との回答を得ているが、実際には、推薦者の選定方法に問題がある、または、斡旋されている人材に企業側が必要とする人材がほとんど含まれていないのが現状である。については、推薦者数のさらなる拡大、もしくは一定数の対象者名簿の提供を要望する。

### **金融分野** (継続1項目)

#### **7) 国外支配株主の支払保証による国内借入の支払利息の損金処理【継続】**

支払保証のみを取得し、国内金融機関より借入れしているケースでは、実際の資金の流れは国内で完結しているため、他の国内資本の同業他社が行う国内調達と全く同じであり、公平を欠く。このため国外支配株主の支払保証があつたとしても、国内金融機関より借入れた金額については、同株主の出資持分の3倍(金融業は6倍)を超過していても、その超過分に対する支払利息及び割引料は、損金算入できるよう改善を要望する。

### **知的財産権分野** (新規6項目、継続13項目)

#### **8) インターネット上の著作権侵害に対する法制度の整備【新規】**

日本の漫画が、雑誌からスキャンされ、日本番組も韓国語字幕が入れられて、インターネット上に不法にアップロードされ公衆送信され続けており、日本企業は深刻な経済的不利益を被り続けている。ISP経由の削除要請が改善される一方、自前のサーバによる侵害に対しては、有効な対抗手段が少ないため、法制度の整備を求める。また、罰則も日本に比べ軽微で犯罪が繰り返される傾向にあるので、罰則の強化を要望する。

#### **9) 韓国での日本CD販売に関する手続き改善【新規】**

韓国で日本CDを発売する場合、申請を提出してから、発売許諾がおりて出荷を行えるようになるまで2～3週間を要し、韓国での発売予定が遅れることがある。手続きの迅速化、簡素化を求めるとともに、手続き(特に JARSAC 登録でない場合)の全貌が不明であるため、手続き・審査基準等の透明性を確保する観点から申請時の必要書類、審査基準等の公開を要望する。

#### 10) 韓国向けテレビ番組・劇場用映画ライセンス・ビジネスの問題点【継続】

未だに日本の番組が地上波枠から締め出されているため、日本番組に対する規制を早急に緩和、市場開放するよう要望する。また、テレビ番組の企画内容(番組フォーマット)のアイデア盗用の防止について、重ねて指導を要望する。

#### 11) 特許出願手続きの改善【一部継続】

韓国特許出願の手続きが、日本やその他先進各国の手続きに比較して、出願人にとってユーザーフレンドリーでない点がある。このため、次の3点の改善を要望する。①拒絶理由通知に対する応答の指定期間を3～4カ月間とするとともに、拒絶決定に対する不服申立の期間を長期化する、②マルチのマルチクレームの表現を認める、③特許決定後の一定期間においても分割を可能とする。

#### 12) 特許法によるコンピュータプログラム自体の保護【継続】

記録媒体に記憶されたコンピュータプログラムは特許法の保護対象となっているが、コンピュータプログラム自体は特許法の保護対象となっていない。コンピュータプログラムを含む発明の模倣が極めて容易である点からも、その適切な保護のために、実際に市場に流通するコンピュータプログラム自体が特許保護対象であることを明確に規定することを要望する。

#### 13) 外国語出願の導入、PCT出願の補正範囲の拡大について【継続】

外国語の出願をもとに韓国出願を行った場合や、外国語でPCT出願を行った場合に、翻訳ミスがあると、現行の制度では、本来の意図を十分に伝えきれず権利取得において問題が発生している。

については、外国語出願の導入を要望する。また、PCT出願において外国語原文に立ち戻っての手続き補正を可能とするよう要望する。

#### 14) デザイン登録要件及び商標登録要件の改善【継続】

同一出願人であっても、全体意匠を出願した後に部分意匠や部品の意匠を出願すると拒絶され、登録を受けることができない。同様に商標制度でも、別々に商標登録を所有していたものを一つにまとめて商標登録したい場合に、新たに広く又は包括的な指定商品で出願すると、同一出願人であっても自社の先行登録を引用され、拒絶となってしまう。

同一出願人による、こうしたケースの出願を許容するため、①先願意匠の一部と同一又は類似の、後願の部分意匠若しくは部品意匠については保護対象とする制度の導入、及び②出願人自らが所有する先行登録商標は引用しない制度ないし運用への改善を要望する。

#### 15) 物品と受像機が分離している場合への画面デザインの保護の拡充【継続】

現行の画面デザイン制度では、物品と画像との一体性が要求されているため、例えばDVDプレーヤーのような物品では、テレビに表示する操作画面などの画面デザインについて保護を受けられない(対象物品をテレビとせざるを得ない)。物品と受像機が分離している場合でも、物品の一部として画面デザインを保護し、デザイン権を取得することを可能とするよう、画面デザインの保護の拡充を要望する。

#### 16) 商標出願の先後願に関する規定適用の判断時期【継続】

例えば実際に使用されていない商標登録 A の存在を知らず、同一の商標を第三者が出願した場合（出願B）、当該第三者による不使用取消審判により商標登録Aの取消しが確定し、遡及的に消滅しても、出願Bは、出願時を判断基準とするため拒絶される。よって、商標登録Aが取消された後に、再度、出願手続きをやり直す必要がある。こうした負担を省けるよう、法律適用の判断時を、現行の「出願時」から「決定時」に変更するよう要望する。

#### 17) 特許庁ウェブサイト(KIPRIS)での意匠・商標検索について【新規】

韓国特許庁ウェブサイト(KIPRIS)のなかで、英文で提供される公報記載情報の書誌的事項などの一部がハングル文字で表記されており、利用に支障があるため、英語表記を要望する。

#### 18) 商標の類否判断に係る審査基準の運用の見直しについて【新規】

現在の商標審査においては、先登録「A」があった場合、結合商標「A+B」、「A+B+C」など、ほぼ全てが拒絶になっており、取引の実態や現実的な混同とはかけ離れた、非常に画一的な審査運用がなされていると感じる（商標審査基準の21条5項）。商標審査における類否判断の際に、共存登録例の状況、取引の実態、現実的な混同を考慮した審査を行うよう、審査の運用の見直しを要望する。

#### 19) 海外著名商標に関する判断基準の適正化について【新規】

韓国で商標の冒認出願が多い（例：日本の漫画作品を原作とする韓国TVドラマのタイトルなど）。日本での商品やメディアでの宣伝で実績があっても、韓国特許庁の運用では「海外著名商標」とであると認められず、結果として、日本企業の対策費用が莫大になっている。無関係な第三者の登録を認めることは、韓国政府が海賊品の横行を奨励することに等しい。海外の著名商標について判断基準を適正化するよう要望する。

#### 20) 無効審判の請求人適格の制限撤廃【継続】

登録公告から3ヵ月以降は利害関係人と審査官のみに請求人適格があり、誰でも無効審判を請求できるのは登録公告から3ヵ月経過前のみであるが、何人も期間の制約なく請求可能とすることが公益的観点から必要であることから無効審判の請求人適格の制限撤廃を要望する。

#### 21) 特許権等の有効・無効を法院で判断し、紛争の早期解決【継続】

特許権侵害訴訟が地方裁判所などで争われる場合には、被告が対抗手段として無効審判を提起して、対象特許の有効性を特許審判院（さらに特許法院）で争うケースが多いが、対象特許発明が明らかに無効である場合は、法院は特許無効の抗弁及び特許権者の権利濫用を認定する場合があると理解している。紛争の早期解決のため、このような運用を制度上、明確に規定することを要望する。

#### 22) 侵害立証の容易化【継続】

知的財産権侵害訴訟において訴訟提起前には証拠収集の処分の手続がなく、訴訟相手となる予定の者からの情報や証拠の入手が極めて困難である。そのため、起訴前に法院関係者が侵害物品等を調べて何らかの情報を取得することができる制度等の創設を要望する。

さらに、訴訟審理中の証拠収集に関して、営業秘密を含む文書や情報等を提出するよう法院が命令

を出すとともに、特別に許された者だけが閲覧できるようにして、営業秘密が漏洩しない手続制度を整備することを要望する。

#### 23) 間接侵害規定の拡充【継続】

特許権の侵害に使われる部品や材料を侵害者に供給する行為等も侵害行為とされるが(間接侵害)、現行法では、その対象を専用部品(その生産にのみ使用する物)に限定しているため、「のみ」の要件が厳格に解釈された場合には救済が難しくなる。知的財産権の保護強化のため、悪意で部品を供給する行為にまで間接侵害の成立範囲を拡大することを要望する。

#### 24) 水際措置の強化について【継続】

模倣品・海賊版が氾濫している現状が続いており、企業側はその対応のため莫大な費用や人的負担を必要としているのが現状。このため、水際措置が適用される範囲をデザイン権、特許権等へ早期に拡大することを要望する。日本税関で知的財産権侵害品として差し押さえられる輸入品のうち韓国からのものが未だに多くあるため、韓国における輸出時の監視強化を要望する。

#### 25) 偽造品真偽判定教育の機会の拡大【新規】

税関での偽造品取締りでは、真偽判定する取締り職員の見識が重要であり、税関職員を対象に被害企業が講師として参加する機会が提供されてきた。今年に入り、この税関教育に参加するためにはTIPA会員であることが求められ、高額なTIPA年会費を払うことが出来ない企業は、実質的に政府の水際対策から排除されている。会員でない企業についても税関取締り職員への教育機会を提供するよう要望する。また、警察など他省庁の知的財産侵害取締り職員も、同じ教育機会と一緒に参加するよう要望する。

#### 26) 模倣品の規制・取締り強化、知的財産マインド向上【継続】

本年8月より特許庁に「特別司法警察権」が付与されたところであるが、単なる権限の付与に終わることの無いよう、特許庁職員による「特別司法警察権」に基づいた実際の取締りが、十分な取締り回数により精力的に実施されること、及び、日本企業の被害実態に対応した商品や地域を対象に実施されることを要請する。実効的な取締りとするため、警察などによる取締りスキームを明確にして、SJC(韓国IPG)と連携した取締りを要請する。

### **個別要望事項** (新規 2 項目、継続 1 項目)

#### 27) 新薬の薬価算定プロセスの改善【継続】

医療費抑制の観点から新薬の薬価を抑制し切下げの方策が数多く採られており、製薬企業の韓国での事業展開意欲を減退させつつあるだけでなく、新薬が国民の疾患治療に貢献できないケースが発生している。合理性に欠ける薬価算定基準を見直し、薬価交渉時の重複的な製薬企業への負担改善を要望する。

## 28) 薬価事後管理制度の改善【新規】

新薬のみならず市販後医薬品についても薬価切下げ制度が重複適用されており、また、「政府によるリベート」とも言える「医薬品低価購買誘導制度」の施行が予定されているなど、企業にとって新薬の開発投資費用と医薬品情報収集・提供活動費用の回収など収益の確保が困難な事業環境となっている。

また、過去に設定された薬価管理制度は本来の導入趣旨を喪失し、不合理な制度へと変質している。特許期間中は薬価切下げを猶予するか、或いは年間の薬価引下げ率に上限を設定することを要望する。

## 29) 中小企業に配慮した政府調達制度の再施行【新規】

韓国では、政府予算削減を目指して、調達庁に登録された事務機器製造会社を対象に入札競争を実施し、最低価額を提示する会社から供給が行われているが、資金力が豊富で、中小企業より安価を提示できる大企業が落札することがほとんどである。については 中小企業支援策の観点から、過去に韓国政府が行ってきたような、競争入札の際、中小企業に一定割合を割り当てる制度の再施行を要望する。

## **生活環境改善分野** (新規1項目)

## 30) 交通問題についての改善【新規】

未整備車両及びオートバイの歩道走行の取締りの強化を要望する。

## 建議事項(本文)

### 1. 労働・労使関係分野

件 名	1. 就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃 【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>韓国では「就業規則を勤労者に不利益に変更する場合には労働組合等の同意を得なければならない」と、法律により規定されている。</p> <p>本規定は、韓国における労働環境の変化に伴い、使用者側の一方的な不利益変更を牽制する目的で、当時の判例をもとに 1980 年代に同意義務を課すように法制化したものと理解している。</p> <p>しかしながら、「不利益変更に対する組合の同意義務」があるために、過度に使用者側の活動が制限されているのが実態であり、これが健全な労使関係構築の大きな妨げとなっている。</p> <p>健全な労使関係を構築するためには、労使相互に対等な立場で対話を行うことが重要であるにもかかわらず、使用者側は、いかなる事情による場合でも、不利益変更を行うためには組合に同意を求める必要があり、その交渉が成立しなければ裁判所に判断を求めることしかできない。一方で、組合側は、使用者に対して労働争議権を有しており、使用者側に一方的に不利な法体系となっている。</p> <p>2009 年度の建議に対して、貴政府からは「韓国の判例は、日本の判例及び労働契約上、就業規則変更の合理性の判断基準とほぼ同一である」との回答を得ており、実質的に裁判所に判断を求めた場合には、合理的な理由があれば不利益変更可能との説明があったが、特に、日系企業は、韓国における REPUTATION RISK が経営上の大きなダメージに繋がるため、労働関連の訴訟を回避する傾向にあり、厳しい経営環境下でも、社会通念上妥当と判断される場合でも、就業規則の不利益変更は、実質的にできない状況となっている。</p> <p>激しく変化する昨今の世界経済情勢の下では、機動的な経営施策の実行が求められるところ、このような過度の組合への権利付与は韓国で活動する企業の競争力を削ぐことになることが懸念される。</p> <p>当方の建議は、先進化する韓国において、海外投資家が最も懸念する労使問題を、労使相互に対等な立場で議論できる環境をつくることで健全化し、安心して投資し、雇用を生み出せる環境を作ることを主旨としており、これは韓国の先進化を進める韓国政府と共通の課題認識に立ったものである。</p>

改善要望	<p>上記現状及び問題意識を踏まえ、以下の2点についてご検討願いたい。</p> <p>① <u>勤労基準法第94条第1項(規則作成、変更手続)にある「不利益変更時の同意義務」の撤廃を要望する。</u></p> <p>② <u>2009年度の貴政府回答にある判例法理を反映したとされる「就業規則の解釈及び運営指針」(2009.4.24)については、貴政府が回答された「日本の判例及び労働契約上、就業規則変更の合理性の判断基準とほぼ同一」という根拠を、是非、ソウルジャパンクラブにご開示願いたい。</u></p>
関連機関／ 関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 雇用労働部</p> <p>&lt;関連法令&gt; 勤労基準法第94条第1項</p>
備 考	<p>日本においても、就業規則変更の際は労使間で交渉するのが通例であるが、必ずしも「同意」を必要としていない(労働基準法第90条)。</p>

件名	2. 有給休暇の買い取り禁止【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>OECD の調査(OECD Fact Book 2010)によると、韓国労働者の年間労働時間 2256 時間は OECD 加盟国の平均 1764 時間に比べて約 1.3 倍となっており、これは、昨年度発表のデータとほぼ同等の数字であり、依然として年間労働時間が突出している状況である。</p> <p>労働時間の長さは必ずしも労働生産性と比例せず、韓国経済の強みである高い労働品質を維持し、ワークライフバランスを改善させるためには、休暇取得の促進は重要な課題だと思料する。</p> <p>この点に関しては、2003 年 8 月に勤労基準法が改正され、未消化有給休暇の買取義務免除が定められ、また「年次有給休暇の使用促進制度」が新設された点を見ても、貴政府は勤労者の休暇取得の促進に対する取組みを積極的に進めていると理解している。</p> <p>日系企業においても、同様の認識で有給取得の促進を実施したいと考えているが、「有給休暇を取得すれば収入が減る」という意識が強く、有給休暇の買取制度が障害となって、取得促進が進んでいない状況である。</p> <p>一方、昨年 の 建 議 対 して 貴 政 府 从 ち、「使 用 者 が 就 業 規 則、団 体 協 約 な ど で 休 暇 使 用 促 進 措 置 を 講 じ る 権 限 を 放 棄 し な け れ ば、法 第 61 条 に 則 っ て 実 施 し た 休 暇 使 用 促 進 措 置 の 対 象 で あ る 年 次 休 暇 日 数 に 対 し て は、金 銭 補 償 義 務 が 免 除 さ れ る」、「勤 労 条 件 の 変 更 が 社 会 通 念 と し て 合 理 性 が あ る と 認 め ら れ る 場 合、勤 労 者 の 集 団 的 同 意 を 受 け な く て も 有 効 で あ る と 判 断 し、就 業 規 則 の 変 更 に つ い て 柔 軟 な 態 度 を 取 っ て い る」と 回 答 頂 い て い る。</p> <p>し か し な が ら、以 下 の 3 点 の 問 題 に よ り、実 態 と し て 有 給 休 暇 の 取 得 促 進 が 進 ま な い ケ ー ス が 多 い。</p> <p>① 就業規則、団体協約改定の難しさ</p> <p>就業規則や団体協約上、有給休暇買取が明記されている場合、有給休暇買取は収入の一部として既得権化しているため、買取を行わない場合は不利益変更として組合と係争となる可能性が高い。また、有給休暇の買取免除について「社会通念として合理性がある」とする一方、その解釈には明確な指針がなく、事業主として勤労者の集団的同意なく有給休暇の買取を行わない法的根拠がない。そのため、組合からの合意取り付けが必須となるが、実際には極めて困難な状況である。</p> <p>② 金銭補償免除とする根拠の脆弱さ</p> <p>2009 年度の建議に対して、貴政府の回答は「使用者が、…権限を放棄しなければ、…金銭補償は免除される」とある。一方で、貴政府が発行した「勤労基準法質疑回示集(2003.9～2005.3)」の中で、「使用者は休暇使用促進措置を行うことは可能であるが、未使用休暇日数に対しては、団体協約に規定された手当を支給すべきであり、改定法を全面適用するために、労使合意に</p>

	<p>よる団体協約の変更があるべきである」との回示例があり、本解釈は、昨年の貴政府の回答と大きく相違がある。このように貴政府の解釈が状況により大きく変更されている。</p> <p>③ <u>現場実態に対応していない使用促進制度の規定</u></p> <p>「年次有給休暇の使用促進制度」では、「休暇使用期間(1年)が終わる3ヵ月前を基準に、10日以内に使用者が労働者毎に未使用休暇日数を知らせるから、労働者がその使用時期を定めて使用者に通報するように書面で促すこと」、「使用者から休暇使用を促された時から10日以内に労働者が未使用休暇の使用時期を使用者に通報しなかった場合、年次休暇期間が終わる2ヵ月前まで使用者が直接未使用休暇の使用時期を定めて労働者に書面で通報すること」と規定されている。しかしながら、年度の最後の3ヵ月に集中して従業員が休暇を取得した場合、特に製造業においては生産計画に大きな支障が出るため、休暇取得の打診を断念せざるを得ないケースがあり、企業側への負担が大きい制度となっている。</p>
改善要望	<p>労働品質の維持・向上の重要性の浸透、その為の有給休暇取得促進に向けて以下の4点について検討願いたい。</p> <p>① <u>法制度の改正</u></p> <p>就業規則や団体協約を変更せずに有給休暇の買取を免除できることを明確にするため、「勤労基準法第61条を個々の就業規則や団体協約より優先する」よう法改正を要望する。</p> <p>② <u>不利益変更からの除外</u></p> <p>上記①の法改正の実施が困難または改正に時間がかかる場合には、有給休暇の買取の廃止が社会通念の上、合理性のある変更であることを明確にするため、「年次有給休暇の使用促進制度」を実施している場合に、有給休暇の買取を免除することは不利益変更にあたらぬという貴政府の正式な行政解釈を官報、ホームページ等に掲載、周知願いたい。</p> <p>③ <u>使用取得制度の簡素化</u></p> <p>現行の「年次有給休暇の使用促進制度」は、業種によっては実施が困難であるため、「期間開始時に年間を通じて有給休暇の使用を促す」程度に留めるなど、業種を問わず広く休暇使用を促すことができるように運用規定を簡素化願いたい。</p> <p>④ <u>休暇取得促進の広報</u></p> <p>ワークライフバランス改善の為に休暇取得を促進するためには勤労者の意識の改善が必要であり、その為に貴政府より「労働時間の長さが必ずしも労働生産性の高さに比例しないこと」、「労働品質の維持・向上の為のワーク</p>

	ライフバランス改善の重要性」について官報、ホームページ等を通じて国民に広く呼びかけて頂きたい。
関連機関／ 関連法令等	<関連機関> 雇用労働部 <関連法令> 勤労基準法1条、5条、61条、94条第1項
備 考	<p>日本では休暇の取得を重視しており、労働基準法において「使用者は、…労働者に対して有給休暇を与えなくてはならない」(労働基準法第39条第1項)と義務規定している。また、行政解釈(昭和30年11月30日基収4718号)においても「法定日数内の有給休暇の買上げ」は違法とされている。</p> <p>有給休暇取得や労働時間短縮が進まない企業の実態調査を御願ひしたい。貴政府が、日系企業の実態調査を希望する場合は、積極的に協力する。</p>

件名	3. 法定退職金制度の改正【継続／内容追加】
現状／問題点	<p>韓国では勤労者退職給与保障法において法定退職金制度が規定されているが、退職金の算定基礎額として勤労基準法の平均賃金額(直近3カ月の平均賃金)を採用していることから、長期雇用している従業員が多い日系企業にとっては、定着率を上げれば上げるほど退職給与引当金が年々膨らんでしまい、経営上大きな課題となっている。ソウルジャパンクラブの会員企業は法定退職金制度のあり方に強い関心を持っており、法定退職金制度の算定基礎額の見直し、又は別制度への円滑な移行措置が必要と考えている。なお、退職金制度に代わる制度として、退職年金制度が導入・施行されているが、確定拠出型年金制度を導入した場合、賃金上昇率が比較的高い若い世代においては、運用利回りが賃金上昇率を上回らない限り、従業員にとっては不利になるため、使用者が確定拠出型年金制度への移行を促したところで、従業員の同意を得られないのが現状である。この点も踏まえた法制度の整備が必要と考えられる。</p>
改善要望	<p>上記現状及び問題意識を踏まえ、昨年に引き続き以下の2点についてご検討願いたい。</p> <p>① <u>算定基礎額の見直し</u></p> <p>2008年度の建議に対して、貴政府からの回答で「法定退職金は後払い賃金の性格を有しているため、労働の対価として位置づけられる」とある。</p> <p>一方、算定基礎額は直近3カ月の平均賃金としていることから、実際の支給額は後払い賃金の性格を超えて、最も高い直近数値を基に算出されている。これは、貴政府の見解と実際の運用基準に整合性がとれていないため、貴政府の見解に沿った算定方法に変更するようご検討願いたい。</p> <p>具体的には、「法定退職金の算定基礎額を通算雇用期間の平均賃金額又はこれに準じた比較的長期間の平均賃金額に一定のインフレ率を考慮した算定方式」に変更願いたい。</p> <p>② <u>確定拠出型退職年金制度への移行</u></p> <p>2009年度の建議では、「現行の退職金制度に比べて柔軟な人事管理及び協力的な労使関係の構築が可能な確定拠出型退職年金制度が導入・施行されている」とご回答頂いた。</p> <p>貴政府が示唆しているとおり、確定拠出型退職年金制度に移行すれば、企業側の負担は1年毎に確定でき、また高齢者雇用のための各種措置も柔軟に対応し易くなる。</p> <p>一方で、同制度への移行は労使間の合意が必要なため、上述の通り、日系企業においても、未だに従来の退職金制度を継続している会社が大半で</p>

	<p>ある。上記①の受け入れが困難である場合、貴政府方針を明確にするため、「法定退職金制度から確定拠出型退職年金制度への移行」を円滑に行うための施策が必要である。現在も税負担の減免等移行を促す施策は導入されているが、企業側から見れば不十分なものであり、移行を促進する実効性の高い法制定や環境整備について、具体的にご検討願いたい。</p>
<p>関連機関/ 関連法令等</p>	<p>&lt;関連機関&gt; 雇用労働部 &lt;関連法令&gt; 勤労基準法 第34条 勤労者退職給与保障法 第8条ないし第11条</p>

件名	4. 非正規職の使用期間制限延長、差別禁止の緩和及び特定派遣の法制度化【継続／内容追加】
現状／問題点	<p>韓国における非正規職の割合は、就業者全体の約 35%にものぼり、他の先進諸国と比較しても、非常に割合が高くなっており、この傾向は過去数年来増加傾向にある(時間制勤労者の割合はアメリカ 4%、日本 12.8%、ドイツ 12.7%に比べ、韓国は 17.1%)。</p> <p>また、2009 年度に完全施行された「非正規職保護法」は、必ずしも正規職への転換を促進する結果となっておらず、実際に労働部発表(2009 年 9 月 4 日付)の正規職転換率を見ても、施行前と比べて大幅な変化はない。正規職への転換が進まない背景には、景気の先行きが不透明な状況で固定費の増大を避けたいという企業側の思惑があるものと思料する。</p> <p>上記のとおり、非正規職を取り巻く環境は、今後、急激に変化するとは考え難く、企業／労働者／行政の3者にとって、非正規職労働市場の活性化及び更なる法整備が必要であると思料するが、以下の2点において問題点があり、企業は就業機会提供、労働者は「働く場」の確保が難しい状況となっている。</p> <p>① 使用期間</p> <p>現在、法律で契約期間 2 年と定められているが、2 年毎に労働者が交替すると、業務の習熟度は上がらず、企業としては業務効率が悪い。また、労働者としては、業務能力が上がらないまま、次の就業先を探さなければならない状況となる。</p> <p>② 差別処遇の是正措置</p> <p>差別禁止を定めた法では、非正規職と正規職の業務の切り分けについての「具体的な判断基準」等がないため、非正規職の処遇設定が曖昧な状況となっており、法の主旨に則った運用がされていないケースがある。</p>
改善要望	<p>上記現状及び問題点を踏まえ、以下の3点についてご検討願いたい。</p> <p>① <u>非正規職の使用期間</u></p> <p>2009年の建議に対して、貴政府から「使用期間を2年から最長4年に延長する内容の法改正案を国会に提出…現在国会に係留中」と回答あったが、提出後1年が経過しており、今後国会で審議される可能性は極めて低いものとする。使用期限の延長は、企業、労働者の双方にとってメリットがあり、是非実現すべきと思料するが、現時点の検討状況、特に今後の検討スケジュールについて御開示願いたい。</p>

	<p>② <u>差別処遇の是正</u></p> <p>差別処遇の禁止の主旨は、「合理的な理由なしに不利に処遇することを禁ずる」ことである点は理解しているが、「合理的な理由」についての具体的な判断基準(業務内容／責任範囲など)、及び「不利な処遇」についての具体的な範囲(賃金項目、福利厚生項目など)が曖昧であるため、貴政府が運用上活用している「合理的な理由」の判断基準及び「不利な処遇」の範囲について、具体的にご開示願いたい。</p> <p>③ <u>常用雇用型派遣事業</u></p> <p>2009年の建議に対して、貴政府から「低価格入札競争…現実には合致しない」、「雇用関係と使用関係が分離され(勤労者の地位が不安定)」と回答があったが、これは登録型派遣の特徴であり、常用雇用型派遣は、むしろ高付加価値型のビジネスであり、また、派遣労働者は全員派遣事業主の正規雇用であるため、勤労者の地位は安定するものである。</p>
<p>関連機関／ 関連法令等</p>	<p>&lt;関連機関&gt; 雇用労働部 &lt;関連法令&gt; 期間制及び短時間勤労者保護等に関する法律 派遣勤労者保護等に関する法律</p>
<p>備 考</p>	<p>日本において、常用雇用型派遣の派遣単価は、登録型派遣に比べて 42%と高い(過去 10 年の平均では約 70%高い)。</p> <p>また、雇用規模は小さいものの 33 万人の雇用を担っており、過去 10 年で約 5 倍の規模となっている。</p>

件名	5. 使用者による労働組合への財政支援の禁止【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>先進国において、労組専従者に対する賃金支払いは、不当労働行為として法により禁止されているケースが多い。これは、使用者側が特定の労働組合に対して財政支援を行うことで、他の労働組合を排除する等の行為を防ぐ目的であり、労働組合の経済的独立性を保障し、健全な労使関係を構築することを主旨としている。</p> <p>韓国においても、1996年の労働組合法改正により、労組専従者に対する賃金支払い禁止の規定が設けられたが、労使環境の未成熟等を理由に何度も施行延期され、本年1月の労働組合法の改正を経て、本年7月よりようやく施行されることとなった。ただし、施行にあたって「タイムオフ制」が導入されたため、労働組合の経済的独立性という法趣旨及び、労使環境整備の両面から問題があると言わざるを得ない。</p> <p>特に、本年5月に告示されたタイムオフ上限は、いわゆる「下厚上薄」の方針で決定されたことから、多くの中小企業にとって、現行の専従者数をむしろ追認するかのような制度であり、また、専従者がいない企業にとっては「制度上妥当とされた上限人数まで専従者を置いてほしい」という要求が組合側から上がることを危惧される状況である。</p> <p>特に、韓国に進出している日系企業はその大半が100名前後の企業であり、今回開示されたタイムオフ上限は、特に日系企業に対する影響が大きいと思料する。</p> <p>また、改正労組法における複数労組の許容について、施行のあり方によっては使用者側に物理的・時間的な負担を強い、また、労使協力の現場に不必要な混乱を生む可能性がある。</p>
改善要望	<p>上記の現状及び問題点を踏まえ、以下の5点についてご検討願いたい。</p> <p>①労働組合法の趣旨を損なうことがないように、<u>タイムオフ制度を廃止し、労組専従者に対する賃金支払いを完全禁止して頂きたい。</u></p> <p>②タイムオフ制度の導入は、労組専従者賃金問題の最終解決ではなく、完全禁止までの過渡的な措置、激変緩和措置と認識しているが、貴政府の見解をご開示願いたい。</p> <p>③韓国の労使環境の現状を踏まえ、<u>タイムオフ制度の即時廃止が困難である場合、少なくとも、現在のタイムオフ上限は、特に中小企業において実効性を持たないレベルであるため、これを引き下げて頂きたい。</u></p> <p>④過渡的な措置とはいえ、労組専従者に対する賃金支払いに一定の制限を設けたのであれば、本年6月に発行された「勤労時間免除限度適用マニユ</p>

	<p>アル」に沿って、各企業で確実に履行されるよう、貴政府からの指導・管理の徹底をお願いしたい。</p> <p>⑤<u>複数労組については、交渉窓口の一本化について、早急に貴政府としての具体的な指針を整備頂いた上で、企業に対して提示願いたい。</u></p>
<p>関連機関/ 関連法令等</p>	<p>&lt;関連機関&gt; 雇用労働部</p> <p>&lt;関連法令&gt; 労働組合及び労働関係調整法第2条4項、第5条、第24条第2項 同法付則第5310号第5条第1項及び第3項、第6条第1項</p>
<p>備 考</p>	<p>日本の法令においても、「団体の運営のための経費の支出につき使用者の経理上の援助を受けるもの」は労働組合と認められておらず(労働組合法第2条第2号)、各企業は、当然のことながら当該法令を遵守している。</p>

件名	6. 国家有功者雇用義務の弾力的運用 【継続／内容変更】
現状／問題点	<p>国家有功者雇用義務については、国家有功者等礼遇及び支援に関する法律第30条により、常時20人以上を雇用する一般事業所(製造業の事業所では、常時200人以上の勤労者を雇用する場合)は、国家有功者を勤労者数の一定割合以上雇用することが義務付けられている。そして、本法律に対し、2003年から2007年までの5回、そして2009年と計6回に渡り外国企業に対する弾力的な運用についての提言を行ってきた。それに対し、2007年の建議に対する回答では、『外国人投資企業に斡旋する場合は、できるだけ該当企業に必要な語学力がある者など、外国人投資企業が必要とする国家有功者を斡旋するよう積極的に努力する』、2009年の回答では『「雇用命令」という用語を「報奨特別雇用」と名称を改め、就業支援対象者を5倍数で推薦し、企業などが選んだ者を雇用するようにして人材選択権を与える』との回答を得た。</p> <p>しかしながら、実際には推薦された対象者から採用を決定したにも関わらず、通勤不可能な場所の居住者であったために結局採用できなかったなど、推薦者の選定方法に問題がある事例もあった。加えて、推薦者に外国人投資企業が必要とする人材がほとんど含まれていない状況にも変化は見られない。そのため、日系企業からは、依然として国家有功者の雇用義務が大きな負担になっているとの報告が寄せられている。</p>
改善要望	<p>外国人投資企業に対する有功者の推薦について、<u>外国人投資企業が求める条件に沿う候補者の選定を、実行性のある方法で行って頂きたい</u>。通勤可能などの最低限の条件は無論のこと、語学力や一定の専門性などを満たす候補者を推薦頂くことが、一時的には選定側に負荷をかけるかもしれないが、円滑な雇用の実現につながることをご理解頂きたい。</p> <p>また、もし選定段階の絞り込みが難しい場合は、<u>外国人投資企業側がより多くの対象者から採用者を決定できるよう、推薦者数の更なる拡大、もしくは一定数の対象者名簿の提供をお願いしたい</u>。</p> <p>外国人投資企業に限らず、韓国企業においても個々の企業により求める人材要件は異なるため、多くの対象者を企業側が確認することにより、結果としてミスマッチの少ない雇用が多く生まれることになる。</p> <p>これらの提案は、有功者と企業側双方に望ましい雇用を実現するための運用上の方策であるため、特に大きな障害はないと考えており、ぜひ早期の実現をお願いしたい。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 国家報勲処          &lt;関連法令&gt; 国家有功者等礼遇及び支援に関する法律          第4章 就業保護 (第28条乃至39条)</p>

## 2. 金融分野

件名	7. 国外支配株主の支払保証による国内借入の支払利息の損金処理の件 【継続】
現状／問題点	<p>内国法人の借入金のうち、国外支配株主からの借入および同株主の支払保証により借入れた金額が、その国外支配株主の出資持分の3倍(金融業は6倍)を超える場合は、その超過分に対する支払利息および割引料は、配当等とみなされ、損金に算入することができない。</p> <p>国外支配株主からの借入であれば、支払利息および割引料の支払が国外に対し行われる為、過少資本税制の適用は理解ができるが、単に支払保証のみを取得し、国内金融機関から借入している場合には、実際の資金の流れは国内で完結している為、他の国内資本の同業他社の国内調達と何ら変わり無いものであり、著しく公平を欠くものである。</p>
改善要望	<p>国外支配株主の支払保証があったとしても、国内金融機関より借入れた金額については、<u>同株主の出資持分の3倍(金融業は6倍)を超過していても、その超過分に対する支払利息および割引料は損金に算入出来るものとする。</u></p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 企画財政部租税室国際租税制度課および国際金融局外換制度課</p> <p>&lt;関連法令&gt; 国際租税調整に関する法律第3章第14条</p>
備考	<p>&lt;日本のケースについて&gt;</p> <p>韓国と同様、国外支配株主から借入れた金額については同株主の出資持分の3倍(金融業は6倍)を超える場合は、その超過分に対する支払利息および割引料は損金算入が認められないが、国外支配株主の支払保証で日本国内金融機関から借入れた金額については、過少資本税制の対象とはならない。</p> <p>(租税特別措置法施行令第39条の13)</p>

### 3. 知的財産権分野

件名	8. インターネット上の著作権侵害に対する法制度の整備【新規】
現状／問題点	<p>日本の出版社の漫画が、雑誌からスキャンされインターネット上にアップロードされ公衆送信され続けている。</p> <p>CHUING というサイトは、日本の出版社の雑誌からスキャンした漫画画像を翻訳し、毎週、インターネット上のサイトにアップロードし、数十万アクセスを稼いでいる。自前のサーバで展開しているため、正規の企業であるISPと違い遵法精神のかけらもなく、同社の韓国ライセンスの抗議を無視し続けている。また、週刊雑誌からのスキャンであり登録を必要とする「著作権保護センター」での対応も不可能である。したがって、当該サイトによって、現地ライセンス、弊社、著作権者は著作権を侵害され、同時に深刻な経済的不利益を被り続けている。</p> <p>同様に、日本のテレビ番組についても、インターネット上で字幕入り不法アップロードが横行している。</p>
改善要望	<p><u>インターネット上の著作権侵害に対する法制度の整備</u></p> <p>ISP経由の削除要請が改善される一方、自前のサーバでの侵害に対しては、有効な手段が少ない。そのため、刑事事件として対応せざるをえないが、海外の権利者には権利行使のハードルが高い。ネット上においては著作物の侵害はボーダーレスであり、こうした案件は増加の一途を辿っている。海外権利者の利便性を考慮した韓国国内のインターネット上の侵害に対する法・制度の整備、並びに、契約及び法令遵守の啓蒙活動を要望する。</p> <p>また、インターネットにおける著作権侵害は、被害が潜在的で数値化されにくく、そのためか罰則も日本に比べ法定でも実務上でも軽微であると聞いている。そのため、ネット上の侵害者を増長させることとなり、犯罪を繰り返す傾向にある。したがって抑止効果が期待できるよう、罰則の強化を求める。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 文化体育観光部</p> <p>&lt;関連法令&gt; 著作権法</p>
備考	<p>日本国著作権法においては、著作権侵害は 10 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金、またはそれらが併科される。また、日本における同様の事件のひとつ(「464.jp 事件」)での民事の損害賠償請求訴訟では、2,000 万円(判決において本来の賠償額は 1 億 8,000 万円との付言あり)が確定している。これ以降、自前のサーバでの著作権侵害事件は、皆無となっている(漫画の侵害サイトはより巧妙化しつつ増加している)。</p>

件名	9. 韓国での日本CD販売に関する手続き改善【新規】
現状／問題点	<p>韓国での日本CD発売について、KOMCA(韓国音楽著作権協会)に申請を出し、KOMCA から JASRAC(社団法人日本音楽著作権協会)へ照会があったのちに発売許諾があり、CDに貼付するステッカーがもらえ、出荷を行える。</p> <p>この過程に2～3週間を要し、韓国での発売予定が遅れることがある。</p>
改善要望	<p><u>手続きのより迅速化、簡素化</u></p> <p>上記手続きの迅速化、簡素化を求める。</p> <p>また、JARSAC 登録でない楽曲などの対応はどうなるのか、手続きの全貌が不明であるので、手続き・審査基準等の透明性を確保する観点から申請時の必要書類、審査基準等の公開を要望する。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 文化体育観光部、著作権保護センター</p> <p>&lt;関連法令&gt; 著作権法</p>

件名	10. 韓国向けテレビ番組・劇場用映画ライセンス・ビジネスにおける問題点【継続】
現状／問題点	<p>未だに日本の番組が地上波枠から締め出されている。</p> <p>韓国ソフトが日本をはじめアジア市場を席捲する実をつけている中、韓国も平等に市場を開放するべきである。</p> <p>さらにテレビ番組の企画内容(番組フォーマット)の模倣も横行している。</p>
改善要望	<p>(1) 日本番組の規制を早急に緩和するため、日韓の政府機関において、市場開放に向けた協議を開始するよう要望する。</p> <p>(2) テレビ番組の番組フォーマットの模倣についても韓国政府からの指導を要望する。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 文化体育観光部、著作権保護センター</p> <p>&lt;関連法令&gt; 著作権法</p>

件名	11. 特許出願手続きの改善【一部継続】
現状／問題点	<p>拒絶理由通知に対する応答期間は通常2ヵ月間。また、拒絶決定に対する不服申立期間は30日間(期間延長が認められた場合はさらに30日間)とされている。しかしながら、韓国語文献が引用例の場合等において、引用例の翻訳が必要な外国出願人にとっては、指定期間内の対応が難しいのが現状。指定期間の延長は可能であるが、延長のたびに延長申請の手続きが必要であり、延長料、及び高額な代理人手数料が必要である。</p> <p>多重引用した他の従属項等を多重引用して従属項を記載することが認められていない。発明の多面的な保護の観点からこのような従属形式も認められるべきである。</p> <p>実効性のある権利を取得するため、出願人は、審査が終了し、特許決定を受けるまでの間に、保護を受けようとする発明を特許請求の範囲に多面的・網羅的に記載しておく必要がある。しかしながら、審査官による最終判断(決定)やそれに付随する先行技術調査結果が提示される前の段階において、どの範囲まで広く権利化できるかについて出願人自らが見通しを立てることには限界がある。このような観点から、韓国では拒絶決定後の分割出願を認める法改正が2009年1月に行われたと理解している。</p> <p>出願人が決定前に上記見通しを立てることの困難性は、出願が特許決定される場合も同様であり、特許決定時の特許請求の範囲が十分に実効的なものでない場合がある。特許請求の範囲が不十分なまま特許決定された出願について、現行制度では、出願を分割してよりの確な特許請求の範囲での権利化を目指す途が閉ざされており、実効性のある多面的・網羅的な権利取得が困難となっている。</p>
改善要望	<p>(1) <u>拒絶理由通知に対する応答の指定期間を3～4ヵ月間とし、さらに、拒絶決定に対する不服申立(審判請求、再審査請求)の期間を長期化する</u></p> <p>韓国特許庁は応答期間を長期化すると、導入が検討されている「登録遅延による特許権存続期間延長制度」への影響を懸念していると承知しているが、同様の制度をすでに導入している米国でも、拒絶理由通知に対する応答期間は原則として3ヵ月間となっている。</p> <p>なお、指定期間の長期化が困難な場合は、例えば指定期間内に応答がなかった場合は期間延長申請があったものと推定し、後日拒絶理由通知に応答をする場合に必要の手続きと延長料を支払うなどの制度をご導入すれば、出願人は1ヵ月毎に延長申請をする必要がなくなるので、これについても検討願いたい。</p>

	<p>このような制度を採用しても、拒絶理由通知の送達から例えば6ヵ月以内に応答又は現実の延長申請が無い場合は出願を取り下げたものと見做すなどの規定を設けることにより、出願人に拒絶理由通知に対する応答意思の無い出願が大量に蓄積する心配は無いものとする。</p> <p>(2) <u>マルチのマルチクレームの表現を認める</u>  韓国特許庁は、多重引用した他の従属項の多重引用を認めた場合に、権利範囲の理解が困難になると共に、請求項の数に応じて計算される各種費用の計算が煩雑になることを懸念しているとのことであるが、同様のクレーム表現を認めている日本及び欧州において大きな問題が生じていないことを申し添える。</p> <p>(3) <u>特許決定後の一定期間においても分割を可能とする</u>  拒絶査定後の分割出願を認めた 2009 年 1 月の法改正を一步進め、特許決定後の一定期間においても分割を可能とする制度とする。</p>
<p>関連機関/  関連法令等</p>	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁  &lt;関連法令&gt; 特許法、(2)特許法施行令第5条第6項</p>
<p>備 考</p>	<p>(1) 日本方式審査便覧 04.10(在外者の場合3ヵ月、申請により3ヵ月延長可能)、米国3ヵ月、EPC4ヵ月、中国4ヵ月、台湾3ヶ月  (2) 日本及び欧州特許協力条約ではこのような従属形式のクレームの表現を認めている。  (3) 日本では、同様の制度改正を 2007 年に行ったところであり、この制度改正は多くの出願人に好意的に受け入れられている。(日本特許法44条1項)</p>

件名	12. 特許法によるコンピュータプログラム自体の保護【継続】
現状／問題点	<p>コンピュータ関連発明審査基準2. 2. 1によれば、記憶媒体に記憶されたコンピュータプログラムについては特許法の保護対象とされているが、コンピュータプログラム自体は特許法における保護対象となっていない。</p> <p>しかし、記憶媒体に記憶されたコンピュータプログラムのみを保護対象とし、コンピュータプログラム自体を保護対象としないことにより、以下のような不都合が発生する。</p> <p>(1) コンピュータプログラムは、コンピュータにインストールして実行可能となり、ユーザーがコンピュータにインストールしたとき、或いはインストールしたプログラムを実行したときに、初めて特許権が実施されることになる。</p> <p>従って、ネットワークを介してプログラムを提供する者は、記憶媒体にコンピュータプログラムを記憶させていないため、侵害製品を製造販売等していると解することはできず、直接権利行使することができない。</p> <p>(2) 一方、個々のユーザーに対して権利行使することは現実的に不可能であり、また特許権侵害は、生産・経営の目的で行うことが要件となっているので、個人的に使用するユーザーは侵害者とならない。</p>
改善要望	<p><u>コンピュータプログラム自体を特許法の保護対象とする。</u></p> <p>コンピュータプログラムを含む発明の模倣が極めて容易である点からも、その適切な保護ために、実際に市場に流通するコンピュータプログラム自体が特許保護の対象であることを明確に規定することを要望する。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁</p> <p>&lt;関連法令&gt; 特許法</p>
備考	<p>日本においては、「プログラムを記録したコンピュータ読み取り可能な記録媒体」と共に「プログラム自体」が特許を受けることができる旨、特許法、審査基準等に規定されている。</p> <p>また、台湾においても、2008年5月の審査基準の改正によりプログラム自体を特許の対象としている。また、英国においても2008年2月よりプログラム自体を特許の対象としている。</p>

件名	13. 外国語出願の導入、PCT出願の補正範囲の拡大について【継続】
現状／問題点	<p>韓国特許庁への出願は韓国語で行わなければならないが、願書に最初に添付した明細書又は図面に記載されていない事項を出願後に補正により追加することは認められない。また、PCT国際特許出願の場合も、韓国内の手続きにおいて、翻訳文に記載されていない内容を国際出願の原文(外国語)の記載に基づいて補正することは認められていない。</p> <p>しかしながら、外国での出願(外国語)をもとに韓国出願をする場合、韓国語に翻訳する過程で誤訳があったときには、外国語での記載内容をもとに誤訳を訂正することができず、同様にPCT出願の場合も、外国語の原文に立ち戻り補正することができず、原文の意図を翻訳文において十分に伝えきれない場合もあり不都合を伴い、発明の適切な保護が図れない場合が発生する。</p>
改善要望	<p><u>外国語による特許出願を認め、PCT国際特許出願に関して出願の原文(外国語)に基づく補正を可能とする。</u></p> <p>日本等で導入されている外国語書面出願を韓国でも導入するよう要請する。すべての外国語出願の受入れが困難な場合は、当初は英語などの一部の外国語に限定し、順次他の外国語を対象に加えることを提案する。また、韓国においても、PCTによる国際特許出願に関し、手続補正を国際特許出願の原文に基づいて可能とすることについて検討されたい。</p> <p>なお、これらの改正については、PLT条約及びSPLT条約にあわせた特許法改正の際に考慮するとの見解を韓国特許庁より聞いているが、PLT条約及びSPLT条約の発効を待つことなく、早期に検討願いたい。</p> <p>また、外国語書面出願を導入した場合の審査官の負担増大を韓国特許庁は懸念していると聞かすが、この点についてはPCTによる国際出願が韓国の国内段階に移行した場合と同様に、外国語出願された出願の審査についても出願人から提出された韓国語の翻訳文をベースにして行うことにより、大きな負担増にはならないものと思慮する。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁</p> <p>&lt;関連法令&gt; 特許法</p>
備考	<p>日本ではPCT国際特許出願の原文に立ち戻り補正が行える制度を採用している。従って、韓国人が韓国語で国際出願し日本で国内移行した特許出願は、韓国語原文に立ち戻って補正することが可能である。同様の制度は米国や欧州でも採用されている。</p> <p>日本特許法36条の2、184条の12第2項  米国 37CFR1.52(d)、台湾特許法 25 条、タイ特許法に基づく省令第21号12条2項、インドネシア特許法30条2項</p>

件名	14. デザイン登録要件及び商標登録要件の改善 【継続】
現状／問題点	<p>&lt;デザイン&gt;  韓国においては、同一出願人であっても、全体意匠を出願した後に部分意匠、部品の意匠を出願すると、いわゆる拡大された先願により拒絶され、登録を受けることができない。(デザイン保護法第5条3項)  このため、デザイン開発において、製品全体、個々の部品の順に順次デザインが決定されていく開発実態に合わせて適時に出願することが困難となっている。また、近年の模倣品被害の増加を背景に、市場において成功した製品デザインの独自性の高い部分のみ模倣するといった模倣に対抗するための、部分意匠若しくは部品意匠の意匠権の取得が戦略的に行えないといった問題が発生している。</p> <p>日本では平成19年施行の改正法により、同一出願人による後願の部分意匠、部品の意匠について、いわゆる拡大された先願により拒絶されることなく、登録を受けることが可能となったが(意匠法第3条の2)、これに伴い、日本において全体意匠→部分意匠(若しくは部品意匠)の順で出願し、それぞれ優先権を主張して韓国に出願すると、優先権主張により韓国での出願日も全体意匠→部分意匠(若しくは部品意匠)の順になってしまうために、後願の部分意匠(若しくは部品意匠)が拒絶されるという問題が発生する。</p> <p>&lt;商標&gt;  商品・役務区分における国際分類見直し等により、新たに権利化可能な指定商品が追加された場合や、今まで個々に商標登録を所有していたものを一つにまとめて商標登録したい場合に、新たに広く又は包括的な指定商品で出願すると、自社の先行登録を引用され、拒絶となってしまう。</p> <p>昨年の建議事項に対し、「重複する商品のみの削除・補正を許容」との回答があったが、そのような対応では結局、企業としては、2件の登録商標を管理することとなり、大変な不便を強いられる。また、「先登録商標を放棄する」ことも指摘されたが、第三者の商標出願が存在した場合に問題が生じる。</p>
改善要望	<p><u>デザイン保護法第5条3項によるデザイン登録要件に例外規定を創設</u>  部分意匠と部品意匠の適切な保護を図り、優先権主張に基づく部分意匠出願の保護を可能とするため、同一出願人による出願の場合、先願意匠の一部と同一又は類似の、後願の部分意匠若しくは部品意匠について保護対象となるよう、デザイン保護法第5条3項によるデザイン登録要件に例外規定(拒絶対象から除外する)を創設することを希望する。</p> <p><u>商標登録要件の改善</u>  上記のようなケースでは、出願人自らが所有する先行登録は引用しない制度ないし運用に改善するよう希望する。</p>
関連機関／ 関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁  &lt;関連法令&gt; デザイン保護法、商標法</p>
備考	日本意匠法第3条の2

件名	15. 物品と受像機が分離している場合への画面デザインの保護の拡充 【継続】
現状／問題点	<p>韓国の現行デザイン保護法第2条による画面デザイン制度の運用状況のもとでは、「画面デザインが物品に一時的に具現される場合にも、その物品は画面デザインを表示した状態で工業上利用できる意匠と取り扱う」とし、物品と画像との一体性が要求されている。そのため、例えばDVDプレーヤーのような物品で、テレビやモニター等に操作内容が具現される画面デザインについて保護を受けるためには、物品をテレビやモニター等とせざるを得ないということになり、現状では「特定の画像が表示されたディスプレイ」などのように、物品を比較的包括的な形に特定して出願せざるを得ない状況にある。</p> <p>昨今の情報技術の発展に伴い登場してきた画面デザインについては、当該物品に一般に期待される使用目的を実現するために必須であるものであっても、デザイン保護法上、保護されないものとなっており、画面デザインを当該物品の一部として創作し、その創作に投資をしている企業等による製品開発の実情と合致しないものとなっている。</p>
改善要望	<p><u>物品と受像機が分離している場合への画面デザインの保護の拡充</u></p> <p>画面デザインの出願について、物品と受像機が分離しているとしても、当該物品の一部として画面デザインを保護し、デザイン権を取得することを可能とするよう、画面デザインの保護の拡充を希望する。</p>
関連機関／ 関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁 &lt;関連法令&gt; デザイン保護法</p>
備考	<p>日本意匠法第2条第2項</p> <p>日本では、平成19年施行の改正法以降、「物品がその本来的な機能を発揮できる状態にする際に必要とされる操作に使用される画面デザインについて、物品の部分の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合に含まれるものとして保護するものとする。」と画面デザインの保護対象が拡充され、画面デザインをインストールしたDVDプレーヤーのようなものでも、物品としてその画面デザインの保護ができる制度となっている。</p> <p>侵害事件が発生した場合には、日本ではDVDプレーヤー自体が侵害物品となるのに対し、韓国ではディスプレイとなるため、DVDプレーヤーのメーカーに対しては権利行使出来ないという問題が生じる。</p>

件名	16. 商標の先後願に関する規定適用の判断時期について【継続】
現状／問題点	<p>商標登録Aと同一又は類似の商標・指定商品について他人が出願Bを出願した場合、Aが不使用であるため不使用取消審判が認容されてBの決定時にAが消滅していたとしても、現行の制度下においては、Bに対してAを引用した拒絶理由は解消されずBは拒絶されてしまう。</p> <p>このため、上記例で示したBの出願人がその商標について商標登録を受けようとする場合は、商標法8条5項の規定に従い、引用されたAの取消が確定した後に再度の出願をしなければならない。また、韓国を指定した国際登録出願の場合には、新たな国内出願をしなければならない。</p> <p>本件に関し、本年4月30日の憲法裁判所の違憲判決(事件番号:2006 憲バ113、114)が存在していることを承知している。</p>
改善要望	<p><u>決定時を基準として先後願に関する判断を行う。</u></p> <p>早期権利化(登録)の観点から、また重複手続を回避するためにも、決定時を基準として先後願に関する判断をするよう早期の法改正を要望する。これにより特許庁の方式審査等での負担軽減も期待でき、かつ、権利の発生は設定登録からであるため、同一又は類似商標の重複登録の問題は発生しないと考える。更に出願人としても、再出願費用の節減といった副次的効果が得られる。</p> <p>先登録商標との類似如何の判断時点を後願の決定時とした場合、先登録商標の不使用取消審判の審理の緩急や審理保留により、後願の審査が遅延するという懸念はある。しかし、現行法のもとで再出願をする場合であっても不使用取消審判の確定まで再出願を待たねばならず、実質的な後願の審査期間は変わらない。しかも、出願時基準の下でなされた再出願はあくまでも新規の出願として出願日を設定され、その結果、かつて自らの出願により後願とされていた第三者の類似商標出願が新たな自らの先願になってしまう等の問題が生じる恐れがあり、かかる状況は出願人にとって重大な問題である。</p> <p>また、出願時に周知であった商標が後願の登録前に周知性を失った場合、法人が解散する等により後願出願時に存在していた他人の同一氏名・名称が登録時には存在しなくなったような場合においても、判断時期が「出願時」であると後願の登録を拒否しなければならない。これは不必要な理由により私権を制限することに他ならない。「決定時」であれば、公益に支障のない範囲において出願人の利益を保護できるといえる。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁</p> <p>&lt;関連法令&gt; 商標法</p>
備考	<p>日本を始めとして欧米その他多くの国々において、商標登録出願の判断時期は「決定時(査定時)」である(日本商標法4条3項)</p>

件名	17. 特許庁ウェブサイト(KIPRIS)での意匠・商標検索について【新規】
現状／問題点	韓国特許庁ウェブサイト(KIPRIS)での意匠・商標検索によって意匠・商標公報の閲覧ができることは便利であり、大変利用しやすいが、英文で提供される公報記載情報の書誌的事項などの一部がハングル文字で表記されている。
改善要望	<u>KIPRISの意匠・商標検索におけるハングル文字表記の英文表記化</u> ハングル文字で表記されている書誌的事項などを、英語表記にすることにより、更に利便性が高まるので、この点を要望する。
関連機関／関連法令等	<関連機関> 特許庁

件名	18. 商標の類否判断に係る審査基準の運用の見直しについて【新規】
現状／問題点	現在の韓国の審査においては、商標審査基準の21条5項により、先登録「A」があった場合、結合商標「A+B(B+A)」、「A+C(C+A)」等、ほぼ全てが拒絶になっている。例えば、「Dynamic Collaboration」という商標出願が、「Dynamics」の商標登録で、「STREAMPRO」が「PRO」で拒絶されるなど、複数の企業が経験している。特に、結合される文字の識別力が弱い場合はその傾向が顕著であると感じられる。また、最近では「D+E」のみならず「F+G+E」までもが先登録「E」と類似であるということで拒絶を受ける例が見受けられる。 こうした運用は、非常に画一的な運用であり取引の実態や現実的な混同とはかけ離れたところで審査が運用されているのではないかと思料。このような運用では、必要以上に商標権を保護することになり、新たな商標採択の余地を狭める結果に至っている。
改善要望	<u>類否判断に係る審査基準の運用の見直し</u> 類否判断の際に、登録商標についてももう少し共存登録例の状況、取引の実態、現実的な混同を考慮した審査の検討を行う等、類否判断に係る審査基準の運用の見直しを要望する。なお、このような審査の事例は複数の企業においていくつか経験している。
関連機関／関連法令等	<関連機関> 特許庁

件名	19. 海外著名商標に関する判断基準の適正化について【新規】
現状／問題点	<p>韓国での商標の冒認出願が多い。日本での商品化やメディアでの宣伝で実績を上げているものであっても、韓国特許庁の現在の運用では「海外著名商標」であることがなかなか認められず、その結果、日本企業の対策費用が莫大になっている。無関係な第三者に登録を認めることは、韓国政府が、海賊品の横行を奨励することに等しい。</p> <p>一例として、日本の出版社の漫画作品を原作とする韓国TVドラマのタイトル(原作の韓国語直訳)商標が多数冒認出願されている。当該冒認出願については、公告ごとに異議申立をしているが、未だ結論が出ない。</p> <p>先願主義は理解するが、そもそもTV放映の発表時には商品化は確定しておらず、韓国国内において全ての指定商品をカバーすることは困難である。日本を始め、世界各国で、15年前からメディア・商品化で実績を上げているものであっても「海外著名商標」であることがなかなか認められず、対策費用が莫大になっている。</p>
改善要望	<p><u>海外著名商標に関する判断基準の適正化</u></p> <p>特許庁の異議申立審判において、海外著名商標については、その証明の簡略化を求める。</p> <p>例えば、ヒットした漫画、ドラマのタイトルを商標として商品展開することは現在のマーチャンダイジングの常識であり、一方、海外著名コンテンツのタイトルはフリーライドの格好の餌食である。</p> <p>本国での展開に比べ出願が後手に回りがちな海外著名コンテンツについて、題号であることを理由に、コンテンツと無関係な第三者に登録を認めることは、海賊品の横行を奨励することに等しい。海外著名コンテンツに対する適切な配慮をお願いしたい。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁</p> <p>&lt;関連法令&gt; 商標法第7条第1項第12号</p>
備考	<p>日本において海外著名商標もしくは海外著名コンテンツの商標の公告は、聞かれない。審判の蓄積によって、過去、フリーライドを意図した冒認商標を排除してきた結果と思われる。</p> <p>一方、中国においては、現在も多数の冒認商標が出願され続けており、国際的な非難を浴びている。</p>

件名	20. 無効審判の請求人適格の制限撤廃【継続】
現状／問題点	<p>現状の無効審判制度では、登録公告から3ヵ月以降は利害関係人と審査官のみに請求人適格があり、誰でも無効審判を請求できるのは登録公告から3ヵ月経過前までのみ可能(特許法133条1項)。</p> <p>しかしながら、新規性欠如・進歩性欠如等の公益的理由については、何時までも何人も請求可能とするようにすることが公益的観点から必要であると考える。</p>
改善要望	<p><u>時期的な制限がなく、誰でも無効審判を請求できる制度の採用</u></p> <p>本要望については、現行制度でも利害関係人の範囲を幅広く認める運用をしているとの説明を韓国特許庁より聞いている。</p> <p>従って特許法を運用に合わせて改正しても、無効審判の請求件数が激増して特許権の地位が不安定になることは予想しがたく、むしろ審判や審決取消訴訟において請求人適格が争われることがなくなるので、法改正により紛争の早期解決も期待できると考える。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁</p> <p>&lt;関連法令&gt; 特許法</p>
備考	<p>日本、米国、英国などの各国においても、特許登録後に第三者が特許の無効を求める手続きにおいて、請求人適格を利害関係人に限定することはなされていない。(日本特許法123条)</p>

件名	21. 特許権等の有効・無効を法院で判断し、紛争の早期解決【継続】
現状／問題点	<p>特許権侵害訴訟においては、被告が対抗手段として無効審判を提起して、対象特許の有効性(新規性・進歩性など)を別途、特許審判院さらに特許法院で争うケースが多い。</p> <p>現時点においても、特許権侵害訴訟において対象特許発明が明らかに新規性を喪失している場合などは、法院は特許無効の抗弁及び特許権者の権利濫用を認定する場合があると理解している。このような運用は、制度ユーザーとしては紛争の早期解決のため歓迎すべきものであるが、制度上、このような運用が明確に規定されていない。</p>
改善要望	<p><u>特許権等の有効・無効を法院で判断し、紛争の早期解決を行える制度の導入</u></p> <p>特許等に関する訴訟手続をより効率的に進めるために、日本、米国、英国などのように、特許等侵害訴訟においては被告による特許無効(またはそれと同等の効果を有するもの)の抗弁を認め、法院が特許の有／無効と、侵害の有無とを、同時に判断することを希望する。</p> <p>現時点においても、特許権侵害訴訟において対象特許発明が明らかに新規性を喪失している場合などは、法院は特許無効の抗弁及び特許権者の権利濫用を認定する場合があると理解している。紛争の早期解決を図るためこれを一歩進め、例えば特許法中に「特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができない」との趣旨の条項を新設し、法院が侵害訴訟において対象権利の有効・無効を判断可能とすることを希望する。</p> <p>昨年度建議に対する韓国政府回答によれば、産業財産権の無効如何は専門知識を備えた特許審判院による審判で判断することが最も正確な紛争解決方法との理由から、本要望については受け入れ困難とされた。特許審判院による審判が最も正確であることについては当方も同様に考える。しかし、特許審判院の審決に対して特許法院に取消訴訟が提起された場合は審決確定までに長い時間を要し、また特許法164条2項により、その間の訴訟手続きが中止されると、侵害事件の解決に長期間を必要とし、特許法等が目的とする産業の発展に悪影響を与えることも懸念される。については、これらを考慮のうえ再検討願いたい。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁</p> <p>&lt;関連法令&gt; 特許法</p>
備考	日本特許法104条の3

件名	22. 侵害立証の容易化【継続】
現状／問題点	<p>知的財産権侵害訴訟において訴訟提起前には証拠収集の処分の手続きが無い。迅速な審理のためには、訴訟の当初から可能な限り多くの証拠が揃っていることが望ましいが、訴訟提起前の訴訟相手となる予定の者からの情報や証拠の入手は現実問題として極めて困難である。</p> <p>また、訴訟相手の工場内で行われている「製造方法」や、プログラムのソースコードなど、訴訟で提出すべき書類に含まれる営業秘密の保護が問題となるケースも多い。</p>
改善要望	<p>起訴前及び訴訟審理中の証拠収集についての改善を要望する。</p> <p><u>(1) 起訴前の証拠収集方法について</u></p> <p>起訴前の証拠保全以外に、例えば、法院が権利者の申請を受けて妥当であると判断した場合には、法院関係者がイ号等を調べてイ号が特定されないまでも何らかの情報(例えば、特許クレームに解釈なしに文言上包含され得るイ号が存在するなど)を取得することができる制度等の創設を希望する。</p> <p>この様な制度は、日本においては民事訴訟法132条の4で「訴えの提起前における証拠収集の処分」として規定されている。</p> <p><u>(2) 訴訟審理中の証拠収集について</u></p> <p>侵害立証、損害額立証をするために相手方が所持している文書、情報等が必要な場合が多いと思われる。そのような文書(営業秘密を含む)を法院に提出するよう法院が当事者に命令を出せるような制度を望む。なお、文書が営業秘密に相当する場合には、特別に許された者だけが閲覧できるようにし、その営業秘密が漏洩しないような手続制度を整備されることを希望。</p> <p>なお韓国の知的財産に関する裁判においては、営業秘密に相当する証拠が当事者から提出されると、裁判所だけがその証拠を見るという運用が一部に行われていると聞いているので、このような運用をインカメラ手続として法律上で明記していただければと考える。</p> <p>また、この訴訟審理中の証拠収集に関する要望については、2007年に韓国国会に提出された特許法改正法案の132条、224条の3～5が成立することにより大部分は実現するものと考えているので、この改正が早期に行われることを希望する。</p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 特許庁</p> <p>&lt;関連法令&gt; 特許法</p>
備考	日本特許法105条、日本民事訴訟法132条の4

件名	23. 間接侵害規定の拡充【継続】
現状／問題点	現行法では、特許権の侵害に使われる部品や材料を侵害者に供給する予備的行為等を侵害行為に含めているが、対象を専用部品(その生産にのみ使用する物)に限定している。そのため、「のみ」の要件が厳格に解釈された場合、間接侵害規定による救済が難しくなる。
改善要望	<u>間接侵害の成立範囲の拡充</u> 知的財産権の権利保護強化の観点から、悪意(特許発明であること及び侵害に用いられることを知りながら)で部品を供給する行為にまで間接侵害の成立範囲を拡大することを希望する。
関連機関／関連法令等	<関連機関> 特許庁 <関連法令> 特許法
備考	日本国特許法101条、 ドイツ特許法10条、 米国特許法271条(c)

件名	24. 水際措置の強化について【継続】
現状／問題点	日本の関税法では、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、及び育成者権などの主要な知的財産権を全て列挙し、これら権利侵害について水際措置が可能な規程となっている。 これに対し、韓国の関税法では、原則的に商標と著作権のみを、水際措置の対象とする規程となっている。特許権等への適用範囲の拡大について、韓国政府は徐々に進めていく方針と聞いているが、知的財産権侵害による企業の被害を放置すること無く、適切な保護のため早期の取締りを求める。 また、日本税関で知的財産権侵害品として差し押さえられる輸入品のうち韓国からのものが未だに多くある。
改善要望	<u>水際措置が適用される範囲の拡充</u> 知的財産権侵害物品の取り締まりは、権利範囲、侵害認定の該否に専門的な知識を必要とするため困難とは思われるが、昨今の韓国企業の経済活動の国際化や製品品質及び技術・デザイン等の競争力の向上にも鑑み、韓国国内に流入・流通する模倣品・海賊品の取締り強化の一つとして、特許権等の主要知的財産権についても水際措置が可能な制度の早期実現を希望する。

	<p><u>知的財産権侵害品の輸出規制</u>          韓国からの輸出時における知的財産権侵害品に対する監視が強化されることを希望する。</p>
関連機関／ 関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 関税庁          &lt;関連法令&gt; 関税法</p>
備 考	<p>韓国関税法 235 条          日本関税法 69 条の11第 9 項</p>

件 名	25. 偽造品真偽判定教育の機会の拡大【新規】
現状／問題点	<p>税関での偽造品の取締りにおいては、取締り職員の真偽判定に関する見識が重要であり、現在でも、税関職員を対象とした偽造品真偽判定教育が行われている。</p> <p>この偽造品真偽判定教育に、企業の担当者が講師として参加することが行われてきたが、最近、TIPA(貿易関連知的財産権保護協会)が窓口となったことから、この税関教育に参加するためには、一定額のTIPA年会費(1,000 万ウォン)を払って会員の資格を得てから、教育機会が付与されている状況である。</p> <p>その結果、会員登録が無理である零細な企業(韓国企業・日系企業)は、取締り職員に真偽判定の教育を提供する機会さえ得ることが出来ず、こうした企業は税関での水際対策から実質的に排除されている現状。</p>
改善要望	<p><u>零細企業対象の税関教育機会拡大</u>          大手企業、中小・零細企業を差別することなく、零細な企業の知的財産についても適切に保護するためには、TIPA 会員に限定した税関職員研修は不十分であり、韓国政府として、会員ではない企業に対しても税関取締り職員への教育機会を提供すべきである。</p> <p>なお、日系企業からは多数の希望がある。多数の日系企業が参加することで混乱が予想されるならば、日系企業の教育参加に関しては日本側で企業選定(順序付け)を行うことなどを検討し、教育実施に支障のないように協力したい。</p> <p><u>警察などの取締り職員への研修機会の付与</u>          現時点では、真偽判定方法の教育は税関職員を対象に行われているが、この研修に警察など他の取締り職員も参加するよう要望する。省庁別に、教育機会が開催されることも予想されるが、日本企業の場合、日本本社から知財担当者が韓国に来て講師をする必要があり、研修機会も組織別(省庁別)に行われるのではなく、同時に開催して頂きたい。</p>
関連機関／ 関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 関税庁          &lt;関連法令&gt; 関税法、知識財産権保護のため、輸出入通関事務処理に関する告示</p>

件名	26. 模倣品の規制・取締り強化、知的財産マインド向上【継続】
現状／問題点	<p>現時点で、特許庁による、偽造商品・販売など不正行為に関する調査及び是正勧告には限界がある。実効性のある手段である差押、拘束などの権限行使は難しく、検察・警察の協力により行う場合、適時の取締りが難しい。また、商標権侵害は一般的な刑事事件のような普遍的な取締りではなく、偽造品の識別、類似判断、侵害内容の把握など専門性が必要である。</p> <p>そのため、本年8月より特許庁に「特別司法警察権」が付与されたところであるが、単なる権限の付与だけでは、上記のような問題は解決しない。</p>
改善要望	<p><u>模倣品の規制・取締り強化</u></p> <p>特許庁職員の「特別司法警察権」に基づいた実際の取締りが、十分な取締り回数により精力的に実施されるべきである。また、取締りの内容についても、日本企業の被害実態に対応した商品や地域で実施されることを要請する。</p> <p>特許庁、警察、地方自治体による取締りについて、その取締りスキームが明確でなく、日本企業の被害解消のため、日本企業が取締りを活用する方策が不明である。例えば、SJC(韓国IPG)から、日系企業の取締り要請リスト(対策を要請する商品・権利や不法業者のブラックリスト)を提供するので、市場取締りや、地方での取締りに活用して頂きたい。</p>
関連機関／関連法令等	〈関連機関〉 特許庁

## 5. 個別要望事項

件名	27. 新薬の薬価算定プロセスの改善【継続】
現状／問題点	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>韓国では、医療費抑制の観点から新薬の薬価を抑制し切下げの方策が、新薬承認から販売後にわたって数多く採られている。その結果、薬価という新薬の価値は著しく毀損され、製薬企業の韓国での事業展開意欲を減退させてつある。また、韓国で臨床試験を行い有用性と安全性が証明された新薬であっても、相応の薬価が設定されない故に発売が見送られ、新薬が国民の疾患治療に貢献できないケースも発生している。</p> <p>アジアでは既に先端レベルへ達している多国籍企業による国際共同治験においても、韓国の成績は他国での新薬上市のための臨床試験データを提供するのみに止まり、自ら開発治験に参画した新薬の価値が、自国民の救命・治療成績向上に還元されないと云う不可思議な状況も出現している。</p> <p>韓国の健康保険財政は 2006 年以後赤字状態となっており、財政事情はある程度理解できる。しかしながら、低薬価算定と言う短期的な経済性にばかり目を向けることは、新薬開発・投入と云う新薬メーカーの基本的な事業意欲を著しく減じさせ、新薬による医療効率向上を妨げ、長期的には医療財政の一層の悪化を招くことが懸念される。</p> <p>こうした現状は、2005 年 3 月に発足した大統領諮問医療産業先端化委員会が定めた『医薬品産業発展方針』にて目標となっている「2015 年までに世界 7 位の医薬品市場国になる」という内容や「医薬産業の Global 化」とは逆行する政策を政府が取っていると云わざるを得ない。</p> <p>&lt;問題点&gt;</p> <p><u>(1)薬価算定交渉の二元化による低薬価算定と交渉長期化の多発</u></p> <p>2007 年 1 月、保険薬価算定制度が Positive List System へ変更されて以降、新薬の算定薬価 は先進7カ国の平均値の35%と、諸外国に比し極端に低くなっている。</p> <p>また同時期から、健康保険審査評価院(以下 HIRA:Health Insurance Review &amp; Assessment Service)に加えて、国民健康保険公団(以下 NHIC:National Health Insurance Corporation)との二重の薬価交渉となった結果、交渉期間が徒に長期化し、さらには交渉決裂となるケースも多く、長い時間と莫大な開発投資をかけ保健当局に有効性／安全性が認められ許可された新薬が、日常の保険診療に使用せず保険償還されない状態が続くことが多発している。</p> <p>2009 年 1 月から 2009 年 4 月までの期間で、59 品目の新薬が許可された</p>

が、それらが承認されるまでの薬価交渉に概ね平均1年半も要している(最長3年のケースも散見)。この内、交渉が成立し保険償還されるようになった品目は 29 品目に留まっており、交渉決裂の意思表示があったものが 9 品目、事実上決裂していると思われるものも 7 品目に上っている。

低薬価算定を目的とした交渉長期化により、新薬開発投資の回収期間である特許期間は事実上短縮され、低薬価算定により長期交渉に疲弊した製薬企業の経済的利益はさらに圧迫され、収益期待期間の短縮と低価格により、新薬開発投資費用の回収すら難しくなっている。また、韓国内で多大の開発投資を行って販売許可を取得した新薬と云えども、事業展開による投資回収の目途が立たないことにより、製品発売を見送る品目が多数出現している。

NHIC が個別製薬企業と薬価交渉を行うことの法的根拠は「国民健康保険法 第 42 条(1)項」であるとされているが<sup>(参考\*1)</sup>、根拠としていかにも薄弱であり、規制当局に準ずる機関と個別民間企業との間では、交渉当事者同士としての力関係に著しく不均衡があり、公正かつ合理的な交渉は成立していないのが現状である。

#### (2)薬価算定基準の合理性

数多くの規定を持つ薬価算定基準には、各基準を設定した合理的根拠が開示されるとともに、各基準間の合理的一貫性が必要である。

新薬薬価算定時には、企業が提出する経済性評価資料(作成費用に 1 億ウオン程度必要)を HIRA が検証することになっているが、「同種同効品のジェネリックを含めた加重平均値が上限価格とされる」と言う、特許で保護されている新薬の薬価算定に特許切れ後のジェネリックの価格が参照されると云う全く異質の考え方に基づく「但し書き」が適用される。

また、日本で開発され日本1カ国のみで販売されている新薬については、韓国人と日本人は地理的特性が反映された人種的類似性を保有しており、韓国での製品開発で韓国人における有効性/安全性が確認されている新薬についても、「当該薬剤が海外3カ国以下の国においてしか保険掲載されていない場合、交渉参照価格(HIRA 推奨価格)の 80%を上限として適用する。」、と言う根拠希薄な基準が存在し、適用される。HIRA が保険償還対象として承認した新薬の価格は、NHIC に送られてさらに引下げられ、交渉打ち切りとなっているのが現状である。当該規定は、韓国保健当局の新薬審査能力が未熟だった頃、先進国3カ国以上で発売されている事により有効性/安全性を当局が確認する一つ的手段として運用されていた制度の名残だと推測されるが、審査レベルが格段に向上した現在において当該規定の根拠は非常に曖昧となっている。

	<p>本来参照にされるべき経済性評価資料や外国薬価という基準以外に、全く目的や考え方が異質の基準が持ち込まれることで、薬価交渉は著しく制限を受けている。HIRAからNHICに相手を変えながら行われる薬価交渉では、新薬の効果や安全性の既存薬に対する優位性をKFDAが許可しているのに関わらず、薬価算定上はその優位性が一切認められることなく、経済性のみでの審議となっている。当局が一方向的に引下げを迫り、企業側は引下げ幅を最小化するために多くの経営資源を使いながら受忍範囲を見定める、と言うのが「交渉」の実態である。</p> <p>これら基準や交渉の実態は、韓国への新薬導入を徒に遅らせ、患者の治療向上機会を奪う悪法・悪習と言わざるを得ない。</p> <p>KFDAが優位性を認めた新薬の価値を、ジェネリックを含めた加重平均値を上限価格とすることでHIRAが毀損し、さらにはNHICが独自に基準を乱発してHIRAの判断をさらに毀損している。規制当局間で薬価政策に関する合理的一貫性は存在していない、と言わざるを得ない。国民医療福祉の向上と云う使命を持つ保健福祉家族部行政当局において、新薬の開発レベル向上の面においては非常に高い行政能力を発揮しているが、そこで確認された新薬を国民医療の場に供し、医療レベルを向上させると云う局面においては、財政面にのみ捉われ本来の使命を果たしていないとしか思えない。</p> <p><u>(3)生物学的製剤に関する薬価算定基準</u></p> <p>新医療技術等の決定及び調整基準の[別表2]に関して、生物学的製剤の製造所変更時、別途品目で許可を取得することになるが、このようなケースに適用される薬価算定基準が存在しない。同様のケースが増加する傾向がある中、基準が不明確であることにより、各企業の開発計画に不確定要素として組み入れざるを得ない。基準の不在は、韓国での積極的な事業展開を阻害する要因になりかねない。</p>
改善要望	<p>(1) <u>HIRAとNHICの業務分担を明確化し、薬価算定交渉の重複的な製薬企業への負担の改善を要望する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 新薬薬価交渉窓口を以前のようにHIRAに一元化していただきたい。</li> <li>➤ HIRAとの新薬の薬価取得過程で、医療経済評価(HTA; Health Technology Assessment)によって算定薬価の合理性が立証された場合は、その価格を尊重していただきたい。</li> <li>➤</li> </ul> <p>(2) <u>合理的に欠ける下記規定を撤廃していただきたい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「同種同効品のジェネリックを含めた加重平均値が上限価格」</li> <li>➤ 「3カ国以下保険薬価登載が3カ国以下の場合、参照価格最低額の80%で薬価算定する。」(アジア開発医薬品に限る)</li> </ul>

	<p>(3) <u>生物学的製剤について製造所変更時の薬価算定基準の新設を要望。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ライセンサーが同じ医薬品の場合、新医療技術等の決定及び調整基準の [別表 2] の第 1 条 6 号で、「規格または容器が異なる場合にも、自社製品と同一価格で算定」することとし、第 1 条 9 項として「(1)から(5)までの規定にもかかわらず、同一成分、同一含量の自社製品が掲載されている場合には既存する自社製品と同一価格で算定」するように追加する。</li> </ul>
<p>関連機関 / 関連法令等</p>	<p>&lt;関連機関&gt; 保健福祉部、健康保険審査評価院、国民健康保険公団</p> <p>&lt;関連法令&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国民健康保険法 第 42 条(療養給与費用の算定など)</li> </ul> <p>1)療養給与費用は、国民健康保険公団理事長と大統領令で定める医薬系を代表する者との契約を通じて決める。この場合、契約期間は 1 年とする。&lt;改訂 1999.12.31&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「新医療技術などの決定及び調整基準」(保健福祉部公示)</li> <li>➤ 「薬価交渉指針」(国民健康保険公団公告)</li> </ul>

件名	28. 薬価事後管理制度の改善【新規】
<p>現状/問題点</p>	<p>&lt;現状&gt;</p> <p>現在、韓国の市販後医薬品の薬価に関しては、諸外国薬価を参照した薬価再評価による引下げ、既掲載医薬品薬効群別品目整備による引下げ、入札病院を除く実取価格による引下げ、リベート摘発引下げ、使用量増加による薬価連動引下げ、特許満了医薬品引下げ、など、様々な薬価引下げの制度が施行中である。</p> <p>諸外国薬価を参照した薬価再評価制度は、薬剤費適正化方案施行以前に導入した制度であり、薬剤費適正化方案によって導入された他の事後管理制度と論理的に重複しているだけでなく、既に 3 年周期のサイクルが循環され、A7 価格水準の薬価管理という本来の導入主旨を喪失し、ただ為替変動だけが反映される不合理な制度へと変質している。</p> <p>さらに、2010 年 10 月には市場型実取引価格による薬価引き下げを含めた [医薬品低価購買誘導制度] の施行が予定されている。</p> <p>本制度は、民間同士のリベートを禁止する一方で、政府によるリベートを合法的に実現しようとするものであり、本来の薬価制度の目的である経済合理性の反映を政府自らが覆すこととなり、さらには、高薬価医薬品であるほどインセンティブが大きくなるため、結果として高薬価医薬品へシフトし、しいては保険財政を圧迫する恐れがある。</p>

	<p>&lt;問題点&gt;</p> <p>医療の観点からも、本来は病態別に医師により選択されるべき医薬品が、インセンティブの大きさによって選択されるなど、新薬開発や情報提供に関わる医薬品の経済価値が無視され、マージンによる価格競争のみが注目されるという歪みが発生し、患者にとって適切な医薬品が使用されず、国民の健康水準は悪化することが懸念される。</p> <p>上記のような様々な薬価管理制度が時に重複適用されながら薬価引下げが実施されているため、企業にとっては新薬の開発投資資金を回収する確実性が保障されない状況であり、韓国での事業展開意欲を減退させるとともに、重複する薬価引下適用と制度の変質は製薬企業の事業環境悪化をもたらし、より良い医薬品の継続提供を困難にしているのが実情である。</p>
改善要望	<p>既存の管理制度間の重複適用による過度の薬価引下げを次のように改善していただきたい。</p> <p>(1) <u>新薬薬価取得後、特許期間中は他制度による薬価切下げを猶予する。</u></p> <p>(2) <u>猶予不可の場合は、薬価管理制度の重複適用による年間の薬価引下げ率に5%などの上限を設定する。</u></p> <p>(3) <u>特許満了医薬品に適用している重複除外規定を、全体の薬価管理制度へ拡大適用し、年間の薬価引下げ率は各制度の最大引下げ率を上限とする。</u></p> <p>(4) <u>海外薬価参照による薬価再評価制度は廃止する。</u></p> <p>(5) <u>政策としての矛盾点を数多く抱える「医薬品低価購買誘導制度」施行は、撤回していただきたい。</u></p>
関連機関 / 関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 保健福祉部</p> <p>&lt;関連法令&gt;</p> <p>➤ 国民健康保険法「新医療技術などの決定・調整」(保健福祉部公示)</p>

件 名	29. 中小企業に配慮した政府調達制度の再施行【継続】
現状／問題点	<p>韓国では、政府予算節減を目指して、調達庁に登録された事務機器製造会社を対象に入札競争を実施し、最低価額を提示する会社から必要な全ての数量が供給されている。</p>
改善要望	<p>資金力が豊富で、中小事務機器会社より大きな価格引下げを提示できる一部の大企業が供給物量を落札受ける事例がたくさん発生している。従って、<u>このような競争入札を廃止し、過去のように中小企業に一定割合を割り当てる制度を実施することを要望する。</u></p>
関連機関／ 関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 調達庁 &lt;関連法令&gt; 多数供給者物品契約業務処理規程 (調達庁訓令第1437号 2008年12月5日施行)</p> <p>※多数供給者の物品契約業務の処理規程 第29条(価格等の提案書提出)契約担当課長は契約物品に対する需要機関の1回納品要求対象金額が1億ウォン以上の場合、3人以上の契約相手を対象に‘ナラチャントゥ(国家総合電子調達システム)’を通じて価格等、提案書を提出しなければならない。</p>
備 考	<p>日本においては、中小企業支援策として官公需の一定割合を中小企業に割り当てることとしており、省庁毎に目標値の設定、調達実績を開示している。</p>

## 6. 生活環境改善分野

件名	<p>30. 交通問題についての改善 【新規】</p> <p>(1) 整備不良車両の取締強化</p> <p>(2) オートバイの歩道走行</p>
現状／問題点	<p>(1) 整備不良(前照灯、後尾灯及び方向指示器灯の故障)車両が多く走行しており、その結果、故障による車道での突然停止による交通渋滞、車両接触事故等が多く発生している。</p> <p>(2) オートバイが歩道を走行することが多く見受けられる。また、信号無視をして走るオートバイが多い。</p>
改善要望	<p>(1) <u>車検制度の周知、不良整備車両の取締の強化を要望。</u></p> <p>(2) <u>歩行者の安全確保の観点から、さらなる取締りの強化及び罰則規定の強化(例えば道路交通法上の罰金の引上げ／罰則基準の強化など)を要望する。</u></p>
関連機関／関連法令等	<p>&lt;関連機関&gt; 警察庁</p> <p>&lt;関連法令&gt; 道路交通法</p>